

捜査書類作成能力検定規程

平成2年5月11日
本部訓令第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、警察官の捜査書類作成能力の検定（以下「能力検定」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の科目等)

第2条 能力検定の科目、内容及び合格基準は、別表のとおりとする。

(受検対象者)

第3条 能力検定の受検対象者は、原則として、兵庫県警察教養規程（平成20年兵庫県警察本部訓令第13号）第12条に規定する初任補修科の課程を履修中の者とする。

(能力検定の実施者)

第4条 能力検定の実施及び合格者の決定は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）が行うものとする。

(能力検定の実施)

第5条 能力検定は、受検対象者に対して、原則として毎年1回以上実施するものとする。

2 教養課長は、能力検定を実施しようとするときは、刑事部刑事企画課長（以下「刑事企画課長」という。）及び警察学校長と協議の上、あらかじめ能力検定の実施時期、場所その他必要な事項を定め、受検対象者の属する所属の長（以下「関係所属長」という。）に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた関係所属長は、所属の警察官に周知させるとともに、受検予定者を教養課長に通知しなければならない。

4 能力検定は、教養課長が刑事企画課長と協議の上、受検者の捜査書類作成に必要な基礎的な知識及び技能について審査するものとする。

(合格者の決定及び通知)

第6条 教養課長は、前条第4項に定める審査の結果により、合格者を決定するものとする。この場合において教養課長は、合格者について関係所属長に通知するものとする。

(台帳への登載)

第7条 教養課長は、捜査書類作成能力検定合格者台帳（別記様式）を備え付け、合格者の氏名その他所要事項を登載しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成2年5月11日から施行する。

(経過措置)

2 2級検定実施日の前月末日現在で、巡査部長以上の階級に在る者及び巡査部長昇任試験に合格している者並びに犯罪捜査実務経歴が通算2年以上の巡査は、2級検定に合格した者とみなし、1級検定の受験を免除する。

3 1級検定実施日の前月末日現在で、警部補以上の階級に在る者及び警部補昇任試験に

合格している者並びに巡査部長として犯罪捜査実務経歴が通算2年以上の者及び犯罪捜査実務経歴が通算5年以上の巡査は、1級検定に合格した者とみなし、1級検定の受験を免除する。

附 則（平成4年2月26日本部訓令第3号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月6日本部訓令第27号）

この訓令は、平成4年6月6日から施行する。

附 則（平成8年10月1日本部訓令第18号抄）

1 この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月12日本部訓令第23号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の捜査書類作成能力検定規程第8条の規定により1級検定又は2級検定の合格証書の授与を受けている者は、この訓令による改正後の捜査書類作成能力検定規程第6条に規定する合格者とみなす。

別表（第2条関係）

| 検 定 科 目 | 検 定 内 容 | 合 格 基 準 |
|------------------|-------------------------|--------------|
| 基礎的捜査書類の作成に必要な知識 | 基礎的捜査書類の作成に必要な基礎知識（択一式） | 100点満点で70点以上 |
| 基礎的捜査書類の作成 | 被害届 | 100点満点で70点以上 |
| | 逮捕手続書 | |
| | 押収関係捜査書類 | |
| | 被疑者供述調書及び被害者・参考人供述調書 | |
| | 実況見分調書（基本書式例以外のもの） | |